

【配偶者控除および配偶者特別控除の改正】

平成29年度の税制改正により、配偶者控除及び配偶者特別控除が見直され、次のとおり改正されることとなりました。

●改正が適用される時期

平成30年1月以降の所得に適用され、平成31年度の市民税・県民税から適用になります。

●改正内容

- ① 配偶者控除について、納税義務者（扶養する人）に所得制限が設けられ、合計所得金額が900万円を超えると控除額が減少し、1,000万円を超える場合は適用できません。
- ② 配偶者特別控除について、配偶者の合計所得金額の上限が123万円まで拡大され、それに合わせて控除額が変更されます。また、納税義務者（扶養する人）の合計所得金額が900万円を超えると控除額が減少し、1,000万円を超える場合は従来どおり適用できません。

～平成31年度以降の配偶者控除額および配偶者特別控除額～

		納税（義務）者の合計所得の金額 (給与所得だけの場合の給与所得者の給与等の収入金額)				【参考】 配偶者の収入が給与所得だけの場合の配偶者の給与等の収入金額
		900万円以下 (1,120万円以下)	900万円超 950万円以下 [1,120万円超 1,170万円以下]	950万円超 1,000万円以下 [1,170万円超 1,220万円以下]	1,000万円超 [1,220万円超]	
配偶者控除	配偶者の合計所得金額 38万円以下	33万円	22万円	11万円	控除適用なし	1,030,000円以下
	老人控除対象配偶者	38万円	26万円	13万円		1,030,000円超
配偶者特別控除	配偶者の合計所得金額 38万円超 90万円以下	33万円	22万円	11万円		1,550,000円以下
	90万円超 95万円以下	31万円	21万円			1,550,000円超
	95万円超 100万円以下	26万円	18万円	9万円		1,600,000円以下
	100万円超 105万円以下	21万円	14万円	7万円		1,600,000円超
	105万円超 110万円以下	16万円	11万円	6万円		1,667,999円以下
	110万円超 115万円以下	11万円	8万円	4万円		1,667,999円超
	115万円超 120万円以下	6万円	4万円	2万円		1,751,999円以下
120万円超 123万円以下	3万円	2万円	1万円	1,751,999円超		
	123万円超	配偶者控除・配偶者特別控除適用なし			2,015,999円以下	
					2,015,999円超	

《用語の定義》

改正前	
控除対象配偶者	<ul style="list-style-type: none"> 合計所得金額 ⇒ 制限無 配偶者の合計所得金額 ⇒ 38万円以下
配偶者特別控除の対象者	<ul style="list-style-type: none"> 合計所得金額 ⇒ 1,000万円以下 配偶者の合計所得金額 ⇒ 38万円超76万未満

改正後	
同一生計配偶者	<ul style="list-style-type: none"> 納税義務者の合計所得金額 ⇒ 制限無 配偶者の合計所得金額 ⇒ 38万円以下
控除対象配偶者	<ul style="list-style-type: none"> 納税義務者の合計所得金額 ⇒ 1,000万円以下 配偶者の合計所得金額 ⇒ 38万円以下
配偶者特別控除の対象者	<ul style="list-style-type: none"> 納税義務者の合計所得金額 ⇒ 1,000万円以下 配偶者の合計所得金額 ⇒ 38万円超123万円以下

(注意事項)

- 1 従来より納税義務者の扶養になる場合、配偶者の合計所得金額が38万円以下（給与収入のみで103万円以下）が条件となっています。38万円を超える場合は扶養になりませんので、納税義務者の市県民税の非課税判定の人数に含まれないほか、配偶者が障がい者であっても障害者控除を適用させることはできません。
- 2 納税義務者の合計所得金額が1,000万円超で配偶者の合計所得金額が38万円以下の場合は、配偶者控除の適用はありませんが、「同一生計配偶者」として納税義務者の市県民税の非課税判定の扶養の人数に含まれます。
- 3 配偶者の合計所得金額が35万円（給与所得のみで100万円）を超えると、配偶者自身に市県民税が課税される場合があります。
- 4 配偶者以外の親族に関する扶養控除は、従来どおり合計所得金額38万円以下を条件とし、変更はありません。
- 5 配偶者特別控除の対象となる配偶者の合計所得金額が引き上げられましたが、配偶者の所得金額が上がることにより、社会保険料（健康保険料や年金保険料等）及び、各種行政サービスにおける負担額や支出額等の算定に影響する場合がありますのでご注意ください。